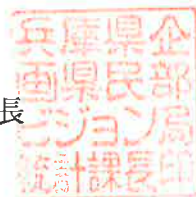


統第1 4 4 7号
令和元年8月21日

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部長 様

兵庫県企画県民部ビジョン局統計課長



令和2年国勢調査へのご協力・ご支援について（依頼）

平素は、本県の統計行政の推進についてご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和2年10月1日は、「令和2年国勢調査」を実施する日となっております。国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に規定される、国内に居住する全ての人及び世帯を対象とした国の最も重要な統計調査です。

国勢調査を円滑に実施するためには、県民の皆様のご理解はもとより、各方面におけるご理解・ご協力が不可欠であり、特に多くの世帯が居住する集合住宅を管理する方々などのご協力・ご支援をいただくことが重要と考えています。

すでに総務省統計局長から貴団体の本部を通じてご依頼させていただいておりますが、当県からも貴本部の会員様にご協力、ご支援をいただきたく、重ねてご依頼申し上げます。

なお、調査の実施は、市町職員並びに総務大臣が任命した国勢調査指導員及び国勢調査員が行うこととなります。個別の集合住宅への具体的な協力依頼については、改めて市町や国勢調査指導員、国勢調査員からお願いをさせていただきますので、ご多忙の折とは存じますが何卒よろしくお願い申し上げます。

（添付書類）

- 「会員の皆様へ」総務省統計局
- 令和元年5月29日付け総統勢第19号総務省統計局長より貴団体本部あて依頼文
- マンション管理者のみなさまへ（リーフレット）

※会員団体様あて送付いただける際は必要部数をお届けしますのでお申し付けください。

【担当】

兵庫県企画県民部ビジョン局統計課

人口統計班 富岡・前田

Tel : 078-341-7711 （内線 2392）

Fax : 078-362-4131

Mail : akiyo_maeda@pref.hyogo.lg.jp

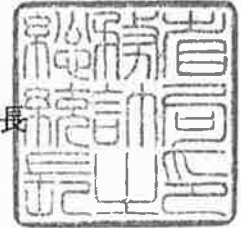


総統勢第19号

令和元年5月29日

公益社団法人全日本不動産協会 御中

総務省統計局長



令和2年国勢調査への御協力・御支援について（依頼）

平素、総務省統計局の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、令和2年10月1日に国勢調査の実施を予定しています。

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に規定される、国内に居住する全ての
人及び世帯を対象とした国の最も重要な統計調査です。

国勢調査を円滑に実施するためには、国民の皆様の御理解はもとより、各方面におけ
る御理解・御協力が不可欠であり、特に多くの世帯が居住する集合住宅を管理する方々
などの御協力・御支援をいただくことが重要と考えています。

このため、総務省統計局においては、本年から、各種関係機関・団体等に対して事前
に御協力・御支援をお願いし、集合住宅に対する調査実施の広報や調査員の募集につい
て、地方公共団体と連携して広報活動を重点的に行うこととしています。

つきましては、貴協会の会員の皆様に別紙の内容を周知していただくとともに、貴協
会の発行する機関紙やホームページへの広報素材の掲載、総務省統計局で作成するポス
ターの掲示、リーフレット配布等について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、広報素材については、別途送付します。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

【連絡先】

総務省統計局 統計調査部 国勢統計課

担当：狼、河端

☎：03-5273-1013 Fax：03-5273-1552

Email：2020census-kan@soumu.go.jp

国勢調査への協力をお願い

総務省統計局

平素、総務省統計局の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、令和2年国勢調査の実施に当たり、本年から、調査員が担当する区域を決めるための世帯数の確認や調査員を募集するための広報など、調査に関する準備事務を地方公共団体と連携して行うこととしています。

つきましては、以下の事項について、地方公共団体から依頼があった際には、御協力くださいますようお願い申し上げます。

○ マンションの居住世帯数の確認等

(実施時期：令和元年6月～令和2年9月頃)

国勢調査を円滑に実施するため、調査の前年に調査員の担当する区域（調査区）を市区町村が設定し、調査実施までに必要に応じて見直しを行います。

調査区の設定に当たり、市区町村職員がマンションの居住世帯数を確認するため、エントランスホールの集合郵便受けを数えたり、直接お問合せしたりすることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

○ マンションの居住者、管理員等からの国勢調査員の推薦

(実施時期：令和元年8月～令和2年7月頃)

マンション等の集合住宅における調査を円滑に実施するため、市区町村から調査員の推薦をお願いする場合があります。その際には、居住者、管理員等から調査員を推薦いただきますよう、御協力をお願いします。

なお、平成27年国勢調査からマンションを管理する会社等が、市区町村との契約により調査員の事務を請負うこともできるようになりました。

○ マンション内の掲示板へのポスターの掲示

(実施時期：令和元年8月～令和2年6月頃)

マンションの居住者の方々に、国勢調査を実施することの事前周知を図るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、御理解と御協力をお願いします。

【連絡先】

総務省統計局 統計調査部 国勢統計課

担当：狼、河端

☎：03-5273-1013 Fax：03-5273-1552

Email:2020census-kan@soumu.go.jp